

意見書案 (令和元年9月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	10月からの消費税率10%増税の中止を求める意見書(案)	日本共産党	1
2	羽田空港の機能強化に関わる航空機の新飛行ルートへの撤回を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	カジノ施設の導入・設置に反対する意見書(案)	日本共産党	3
4	芸術・文化への政治的介入を許さないことを求める意見書(案)	日本共産党	4
5	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)	公明党	5
6	太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)	公明党	6
7	女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)	市民の広場	7
8	核兵器禁止条約への批准を求める意見書(案)	市民の広場	8
9	海洋プラスチックごみ削減の実効性ある施策と4Rの推進を求める意見書(案)	創	9

10月からの消費税率10%増税の中止を求める意見書（案）

不況が進む中で、消費税率10%への引き上げまで、あと1カ月弱となりました。

政府は新聞の全面広告を使って、増税実施に向けた宣伝に躍起です。しかし、国民の不安と懸念は全く払拭されていません。経済情勢は、8月上旬に発表された今年4～6月期の国内総生産（GDP）が、低い伸びにとどまったことなどにも示されるように、いよいよ悪化が鮮明です。米中貿易紛争の激化で、国際経済の先行きも不透明です。こうした中での増税強行は許されません。

消費税は1989年4月に税率3%で導入され、その後の30年間に、5%、8%と増税が繰り返されてきました。原則としてあらゆる商品やサービスに課税される、低所得者ほど負担が重い逆進的な税金です。10%への引き上げは、安倍政権の経済政策「アベノミクス」がもたらした貧困と格差を一層拡大させる道です。

消費税の増税による家計や中小業者の負担増は、消費や景気を冷え込ませます。実際、2014年4月に安倍政権が消費税率を8%に引き上げてから、長期にわたり消費の低迷が続く、国際経済は、米中貿易紛争がエスカレートする中で、下振れリスクを警告する声が続いていきます。米国のサマーズ元財務長官も「9年の金融危機以来もっとも危険な瞬間かもしれない」と言います。こうした中での消費税の増税は無謀です。消費税を導入した時も、増税した時も、こんなにひどい経済状況ではありませんでした。安倍政権は2015年10月に予定した10%への引き上げを2回にわたって延期した時、日本経済や世界経済の悪化を理由にしましたが、今はそれ以上に深刻です。

消費税増税について、参院選後の世論調査でも、増税に「反対」が多数です。「読売」8月26日付の調査でも、「反対」が49%です。増税強行に全く道理はありません。安倍政権は、消費税率10%への引き上げに「万全の対策」をとるとして、キャッシュレス取引でのポイント還元やプレミアム付き商品券の発行、景気の下振れリスクには「躊躇（ちゅうちょ）することなく」対策をとるといいます。しかし、制度を複雑にするだけで、効果が薄い対策に巨費を投じるぐらいなら、増税をやめるべきです。ポイント還元に必要な中小商店の登録申請は、まだ対象業者の約2割です。これで1カ月後に増税を強行すれば、混乱の拡大は必至です。

よって、文京区議会は政府に対し、10月からの消費税増税を中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

宛て

経済産業大臣

羽田空港の機能強化に関わる航空機の新飛行ルートの撤回を求める意見書(案)

国土交通省は、8月7日に行われた「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で過去4回の協議を踏まえ、羽田空港に着陸する国際線が都心上空を通過する新ルートの運用を2020年3月29日から開始すると公表しました。また、8月23日からは新ルートに関する保安施設の稼働状況を確認するため飛行検査を実施するとし、文京区上空を含めた飛行ルートが示されました。

新飛行ルートについては、8月7日の国土交通省との協議会の席上、東京都の長谷川明副知事は「国の案に沿って着実に進めて欲しい」と意見表明し、その後、小池都知事は、新ルート決定について、来春からの導入に向け「都として今後とも積極的に協力する」と述べ同意・感謝するコメントを発表しました。また、東京都の新ルート容認表明に先立って、東京都が文京区に対し「都の意見案」について意見を求めた際、「意見なし」と回答していたことも判明しました。

しかし、文京区議会は2015年11月4日に「現在の羽田空港離陸便の文京区上空通過を停止し、併せて、計画中の特別区通過コースに関して、文京区上空を通過する際における騒音対策と安全対策に万全を期するよう求める要望書」を国土交通大臣へ送っています。同時に、新ルート直下の品川、渋谷両区議会からは新ルートの撤回、見直しを求める意見書・決議が全会一致であげられるなど、関係自治体や住民からは事故や騒音、落下物の不安や懸念の声が出てきた経過があります。

これまで国と都は、地元自治体や住民の理解を得ることが、新飛行経路の前提条件だと明言してきましたが、その約束を投げすてて方針決定したことは断じて認められません。

新飛行ルートは人口密集地の都心上空を貫くため落下物による人命への危険と共に、操縦困難による重大事故のリスクがあり、とりわけ国土交通省が騒音対策として着陸機の降下角度を3.0度から3.5度に引き上げることについては、元日本航空の機長経験者でさえ「世界でも例を見ない急角度で着陸させるもので操縦が難しくなり機体後部をたたきつけるしりもち事故の危険性が大きくなる」との指摘があるほどです。

よって、文京区議会は、政府に対して、羽田空港の機能強化に関わる新飛行ルートの検査飛行や実施を白紙撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
国土交通大臣

宛て

カジノ施設の導入・設置に反対する意見書（案）

横浜市の林文子市長は8月22日、山下ふ頭を候補地にカジノを中核とする統合型リゾート（IR）を誘致すると表明し、「日本型IR成功のモデルとなりたい」と語りました。市は、2020年代後半にIR開業を予定しています。

安倍政権と自民、公明、維新の会の3党は2016年12月、カジノ法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律＝IR推進法）を強行採決しました。そして昨年7月、カジノ実施法＝統合型リゾート実施法が、世論調査でも国民の7割が成立を望まない中、強行採決されました。日本進出を狙う米国など海外カジノ資本や、その意をくんだ米トランプ大統領の要求を受け、安倍政権が「数の力」で押し通したのです。

法律成立後もカジノ反対の世論は6～7割と高く、各地の誘致を狙う自治体で市民団体が行っている反対運動には、住民の広い支持が寄せられています。国民が望まぬカジノをゴり押ししているところに、安倍政権やカジノ推進勢力が抱える根本的な矛盾があります。

こうした動きのなかで、東京都港湾局が、都内にカジノを含むIRの誘致候補地として、未利用地のある都心部をリストアップして、臨海副都心部青海地区が最適地とし、施設配置や事業採算性などの調査報告書をひそかに作成していたことが明らかになりました。報告書は、MICE（国際会議場など経済効果の大きい大型施設）の整備・運営は独立採算が困難であるため「収益のエンジン」としてカジノの必要性を強調しています。

カジノ推進勢力は、「カジノを導入すれば観光客が増え、地域経済が潤い、税収も増える」などと主張します。しかし、世界的にみても圧倒的多数は、さまざまな問題をかかえています。さらにカジノ導入にともなうギャンブル依存症の問題も看過できません。日本は、パチンコなどにみられるように世界に類を見ないギャンブル依存症の多い国です。「カジノを合法化すれば、必ずギャンブル中毒患者は増える」と指摘されています。カジノ解禁は、世界最悪の病的賭博患者の数字を、さらに悪化させる結果にしかなりません。

よって、文京区議会は、政府に対して、「カジノ導入反対」「日本のどこにも賭博場はらない」という人々と固く連帯して、日本全国どの地域であれ、カジノ施設の導入・設置に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

経済産業大臣

芸術・文化への政治的介入を許さないことを求める意見書(案)

国内最大規模の国際芸術祭である、あいちトリエンナーレの企画展の1つ「表現の不自由・その後」がわずか3日で中止に追い込まれました。これは、憲法第21条の保障する「表現の自由」が侵された、極めて深刻な事態と言わなければなりません。

日本軍「慰安婦」を題材にした少女像などの展示が公表されると、テロ予告や脅迫等が祭典実行委員会や愛知県庁などに殺到し、実行委員会は中止を決断したものです。暴力や脅迫で自由な表現の場を奪うことは許されません。近年、公共施設で展示作品が撤去される事例が相次ぐ原因に、こうした思想的攻撃があります。

民主主義社会において芸術・文化の「表現の自由」は広く認められなければなりません。多様な表現の機会を保障することこそ国と自治体の責務です。国や自治体は、金は出しても口は出さないという原則が守られるべきです。

憲法第21条は「表現の自由」を定めたうえで、第2項で検閲の禁止を明記しています。それは、戦前の日本で政府が芸術・文化や学問・研究の内容を検閲し、民主主義を窒息させ、国民を戦争に動員したことへの反省に立ったものです。

よって、文京区議会は、政府に対し、芸術・文化への政治的介入を許さず、表現の自由を守る先頭に立つことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

宛て

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いています。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立ちます。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しています。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けましたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援は待ったなしの課題です。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取組です。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

国土交通大臣

国家公安委員会委員長

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされています。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、F I T買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じています。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記のとおり要望します。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

経済産業大臣

環境大臣

宛て

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」(1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年)の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。同条約を締結する189か国(2019年6月現在)のうち112か国が選択議定書を批准しています。また、経済協力開発機構(OECD)加盟36か国では、30か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数2018」によると、日本は世界149か国のうち、110位と未だ低い状況です。

昨年には、総務省高官によるセクハラ疑惑や大学の医学部入試で女性受験者に不利な配点操作が行われていたことが発覚するなど、日本の女性差別の根深さが明らかになりました。こうした現状に即し、女性に対する差別撤廃の取組強化を図るため、選択議定書の批准を求める請願も国会へ提出されています。

選択議定書が批准されれば、同条約に定められた権利の侵害について、「女子差別撤廃委員会」に対し、個人または集団が直接通報することができ、同委員会はその内容が条約という国際的基準に照らして違反しているかどうかを審査し、締約国に意見や勧告を行います。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

因みに国連女子差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、日本が批准を検討するよう繰り返し求めています。また、我が国の「第4次男女共同参画基本計画」には、「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」と明記されています。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、日本が男女平等社会を実現するために、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、女子差別撤廃条約採択40年・選択議定書採択20周年の節目である本年こそ、選択議定書を速やかに批准するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当(男女共同参画)

衆議院議長

参議院議長

宛て

核兵器禁止条約への批准を求める意見書（案）

2017年、核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約が国連で採択されました。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、保有、移転など幅広く禁止する内容です。また核を保有することで威嚇になるという核抑止力の考え方を明確に否定するものとなっています。さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験を、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきたヒロシマ・ナガサキの被爆者の思いがくみ取られたものとなっています。

条約は、50か国が批准の手続きを終えたのち90日後に発効することになっていますが、50か国の署名・批准に達していません。条約制定の交渉会議に加わらなかった日本政府は、いまだ条約に不参加の姿勢を貫いています。本来であれば、唯一の戦争被爆国として政府は、核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促す態度をとるべきです。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願を裏切り、核兵器廃絶に背を向けたものです。

本年8月、長崎市の田上富久市長は平和宣言で「積み重ねてきた人類の努力の成果が次々と壊され、核兵器が使われる危険性が高まっている」と指摘し、核兵器禁止条約に参加しない日本政府の姿勢を「背を向けている」と述べ、条約への署名、批准を強く迫りました。また、広島市の松井一實市長も「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めて」と述べています。

2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞しましたが、その後、米国とロシアのINF（中距離核戦力）全廃条約の失効、NPT（核不拡散条約）再検討会議の状況、核兵器の近代化の動きなど、核兵器廃絶に向けた動きが世界的に停滞しています。今こそ、日本が米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮する時で、核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核兵器禁止条約に署名・批准すべきです。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
- 2 核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

海洋プラスチックごみ削減の実効性ある施策と4Rの推進を求める意見書（案）

今年6月に行われたG20大阪サミットにおいて、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が発表され、参加国は国際的に問題となっている海洋プラスチックごみ（廃プラ）を、2050年までにゼロにする目標を共有しました。

海洋プラスチックごみ削減には、事業者による取組とともに、消費者である国民はプラスチックごみに対する意識啓発が問われることは言うまでもありません。

国としてもこの度、「海洋プラスチックごみアクションプラン」を策定し、海洋プラスチックごみの削減に取組を強め始めていますが、国民への周知はこれからです。事業者の取組は限定的であり、消費者レベルでの取組はまだ浸透していません。

よって国において、地方公共団体、国民、事業者と一体となって海洋プラスチックごみ削減に向けての取組を進められるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 自治体が国のアクションプランを実践するための海洋プラスチックごみ削減や4R（Reduce, Reuse, Recycle, Refuse）推進の啓発活動への財政措置を国として行うこと。
- 2 容器包装リサイクル法のさらなる厳格化により、製造者への使い捨てプラスチックごみの製造販売や利用に関する規制を強化し、消費者が環境保護に積極的に取り組める制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

環境大臣

宛て

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官

衆議院議長

参議院議長